

資料編

筑西市総合計画後期基本計画策定体制

筑西市総合計画後期基本計画策定経過

総合計画後期基本計画策定委員会設置要綱

筑西市総合振興審議会

諮問・答申書

筑西市総合計画後期基本計画策定体制



筑西市総合計画後期基本計画策定経過

日 時	事 項	内 容
平成23年 4月 7日	市民アンケート調査の実施	市民アンケート調査 調査期間: 4月8日～22日 対象者: 20歳～80歳の市民 無作為抽出2,000名 回収数: 1,175 回収率: 58.8%
平成23年 4月19日	筑西市総合計画後期基本計画策定業務委託	
平成23年 5月24日	庁議決定	筑西市総合計画後期基本計画策定方針決定
平成23年 6月15日	市長決裁	筑西市総合計画後期基本計画策定方針 策定委員会設置要綱
平成23年 6月16日	推薦依頼	策定幹事会及びワーキングチーム推薦依頼
平成23年 6月30日	市長決裁	策定幹事会委員及びワーキングチームメン バー選任
平成23年 7月 1日	市長ヒアリング	市長基本方針ヒアリング
平成23年 7月20日	第1回策定幹事会・ワーキングチーム合同研修会	後期基本計画の策定にあたって
平成23年 8月17日	第2回策定幹事会・ワーキングチーム専門部会	後期基本計画第1次案の作成について
平成23年 8月18日	第2回策定幹事会・ワーキングチーム専門部会	後期基本計画第1次案の作成について
平成23年11月 8日	第3回策定幹事会・ワーキングチーム専門部会	後期基本計画第2次素案検討会議
平成23年12月22日	第4回策定幹事会(5部会合同)	後期基本計画第2次素案(修正版)検討会議
平成23年12月27日	第1回策定委員会(庁議報告)	後期基本計画第2次素案(修正版)中間報告
平成24年 1月27日	第1回総合振興審議会	委員の委嘱 会長及び副会長の選出 後期基本計画策定方針について 後期基本計画に係る「市民アンケート」の 結果について 後期基本計画素案について
平成24年 2月 7日	第5回策定幹事会(5部会合同)	後期基本計画 序論素案検討 後期基本計画 第3次素案検討
平成24年 2月14日	第2回策定委員会(庁議決定)	後期基本計画 「序論」(案)及び「後期基本 計画」(案)について
平成24年 2月20日	議会全員協議会	後期基本計画策定方針について 後期基本計画に係る「市民アンケート」の 結果について 後期基本計画素案について
平成24年 2月23日	第2回総合振興審議会	筑西市総合計画後期基本計画(案)の諮問 筑西市総合計画後期基本計画(案)(序論) について 筑西市総合計画後期基本計画(案)(本編) について
平成24年 2月23日 ～3月14日	パブリック・コメント	パブリック・コメントの実施
平成24年 3月16日	第3回総合振興審議会	筑西市総合計画後期基本計画(案)(序論) について 筑西市総合計画後期基本計画(案)(本編) について
平成24年 3月21日	議会全員協議会	筑西市総合計画後期基本計画(案)(序論) について 筑西市総合計画後期基本計画(案)(本編) について
平成24年 3月23日	第4回総合振興審議会・答申	筑西市総合計画後期基本計画(案)につい て市長に答申
平成24年 3月27日	第3回策定委員会(庁議決定)	後期基本計画を決定

総合計画後期基本計画策定委員会設置要綱

筑西市総合計画後期基本計画策定委員会設置要綱

筑西市総合計画後期基本計画策定委員会設置要綱

市長 決 裁 平成23年6月15日

(設置)

第1条 筑西市総合計画後期基本計画（以下「総合計画」という。）の策定について必要な事項を調整・協議するため、筑西市総合計画後期基本計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所管事務)

第2条 策定委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 総合計画策定についての方針。
- (2) 基本構想、基本計画及び実施計画に関する事項。
- (3) 前2号に掲げるもののほか総合計画の策定に関し必要と認める事項。

(組織)

第3条 策定委員会は、別表1に掲げる職にある者をもって組織する。

- 2 策定委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。
- 3 委員長は、副市長をもって充てる。
- 4 副委員長は、委員長が委員の中から指名する。
- 5 委員長は、会務を総括し、策定委員会を代表する。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(策定幹事会)

第4条 第2条第2号及び第3号に掲げる事項について調査、研究、調整又は協議するため、策定委員会の補助機関として策定幹事会を置く。

- 2 策定幹事会は、別表2に掲げる職にある者をもって組織する。
- 3 策定幹事会に委員長及び副委員長各1人を置く。
- 4 委員長は、企画部次長をもって充てる。
- 5 副委員長は、委員長が委員の中から指名する。
- 6 委員長は、会務を総括し、策定幹事会を代表する。
- 7 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(専門部会)

第5条 策定幹事会において計画策定に必要な素案作成機関として、分野別に調査、研究、調整又は協議する専門部会を置く。

- (1) 健康・福祉部会
- (2) 都市・環境部会
- (3) 教育・文化部会
- (4) 産業・観光部会
- (5) 住民・自治部会

- 2 専門部に、部長及び副部長各1人を置く。
- 3 部長及び副部長は、専門部ごとの委員の互選により定める。
- 4 部長は、会務を総括し、専門部を代表する。
- 5 副部長は、部長を補佐し、部長に事故があるとき又は部長が欠けたときは、その職務を代理する。

(ワーキングチーム)

第6条 専門部の補助機関として、専門部ごとにワーキングチームを置く。

- 2 ワーキングチームは、専門部の付託事項について調査、研究、調整又は協議する。
- 3 ワーキングチームは、別表3に掲げる職にある者をもって組織する。
- 4 ワーキングチームにリーダー及びサブリーダー各1人を置き、専門部の部長が指名する。
- 5 リーダーは、会務を総括し、ワーキングチームを代表する。
- 6 サブリーダーは、リーダーを補佐し、リーダーに事故があるとき又はリーダーが欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 策定委員会の会議は、必要に応じて委員長（策定幹事会の会議にあつては策定幹事会の委員長、専門部の会議にあつては部長、ワーキングチームの会議にあつてはリーダーとする。）が招集し、会議の議長となる。

- 2 議長は、必要と認めるときは、構成員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第8条 策定委員会の庶務は、企画課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるほか策定委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年6月15日から施行する。

別表1(第3条関係)

策定委員会委員(17名)

副市長
審議監
市長公室長
総務部長
企画部長
税務部長
市民環境部長
健康増進部長
福祉部長
経済部長
土木部長
上下水道部長
会計管理者
市民病院事務部長
教育次長
議会事務局長
農業委員会事務局長

別表2(第4条関係)

策定幹事会委員

(各部長推薦により、各次長・課長等より決定する)

別表3(第6条関係)

ワーキングチーム員

(各課長の推薦により、各課補佐・係長等より決定する)

筑西市総合振興審議会

筑西市総合振興審議会設置条例

筑西市総合振興審議会設置条例

平成17年3月28日

条例第13号

(設置)

第1条 本市の総合的振興と住民の福祉の向上を図るため、筑西市総合振興審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、その結果を市長に答申するものとする。

- (1) 総合振興の基本構想及び基本計画に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか総合振興に関し必要と認めること。

(組織)

第3条 審議会は、委員30人以内をもって組織する。

2 前項の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 団体の役職員
- (3) 学識経験者

3 委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 公職等にあることの理由で委嘱された委員は、当該理由がやんだときは、委員の職を失うものとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、会議において必要と認めるときは、委員以外の者に対し、その出席を求め、意見を聴取し、又は必要な資料等を提出させることができる。

(小委員会)

第7条 審議会は、特別の事項を調査審議するため、必要に応じて小委員会を設けることができる。

- 2 小委員会に、委員長及び副委員長各1人を置く。
- 3 委員長及び副委員長は委員の互選により定める。
- 4 小委員会の会議については、前条の規定を準用する。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、総合振興計画主管課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成17年3月28日から施行する。

■筑西市総合振興審議会委員

(敬称略)

番号	区分	所属団体役職名	氏名	備考
1	市議会議員	筑西市議会議長	堀江健一	会長
2	〃	筑西市議会総務企画委員会委員長 (平成24年3月6日変更)	尾木恵子 赤城正徳	
3	〃	筑西市議会福祉文教委員会委員長	須藤茂	
4	〃	筑西市議会経済土木委員会委員長	外山壽彦	
5	団体役職員	筑西市自治会連合会会長 筑西市社会福祉協議会副会長(兼任)	島田順一	副会長
6	〃	下妻人権擁護委員協議会筑西市部会会長	遊佐行弘	
7	〃	筑西市男女共同参画推進委員会委員長	加藤由美子	
8	〃	筑西市消費者団体連絡会会長	大畑清子	
9	〃	筑西市国際交流連絡協議会会長	飯村佳子	
10	〃	下館商工会議所副会頭	間々田芳次	
11	〃	筑西市商工会会長	大畑良雄	
12	〃	北つくば農業協同組合代表理事組合長	藤田恒雄	
13	〃	筑西市観光協会会長	小野沢保夫	
14	〃	筑西市健康推進連絡協議会会長	袖山信勝	
15	〃	筑西市連合民生委員児童委員協議会会長	鶴見重夫	
16	〃	筑西市保育研究会会長	新井利平	
17	〃	筑西市生涯学習推進委員会委員長	中島和子	
18	〃	筑西市青少年育成市民の会会長	笹木勝	
19	〃	筑西市PTA連絡協議会会長	齋藤裕光	
20	〃	筑西市文化協議会会長	植木正明	
21	〃	筑西市体育協会会長	坂入武保	
22	〃	筑西市交通安全母の会会長	新井佳代子	
23	〃	下館青年会議所理事長	須藤仁廣	
24	学識経験者	真壁医師会筑西支部支部長	佐藤友則	

諮問・答申書

「筑西市総合計画後期基本計画(案)について」諮問書

筑企画第65号
平成24年2月23日

筑西市総合振興審議会
会長 堀江健一様

筑西市長 吉澤範夫

筑西市総合計画後期基本計画(案)について(諮問)

筑西市総合計画後期基本計画(案)について貴審議会のご意見を賜りたく、諮問いたします。



総合振興審議会から市長への答申

■「筑西市総合計画後期基本計画(案)について」答申書

平成24年3月23日

筑西市長
吉澤 範夫 様

筑西市総合振興審議会
会長 堀江 健一

筑西市総合計画後期基本計画(案)について(答申)

平成24年2月23日付をもって諮問のあった筑西市総合計画後期基本計画(案)について、本審議会でも慎重に審議を重ねた結果、下記のとおり答申いたします。

記

- 1 後期基本計画(案)の決定にあたっては、次のことを考慮すること。
 - (1) 市民にわかりやすい表現や言葉を使用し、一般的でない用語には解説を併記するとともに、目標指標の設定にあたっては、根拠を明確にするなど考慮し、目標の実現に向けて努力すること。
 - (2) 全国的な人口減少の中、後期基本計画の3つの視点を踏まえ、企業誘致や従来の産業振興に加え地域資源を活かした観光・交流型産業を通じて、活力あるまちづくりを推進すること。
また、市民アンケートの結果を踏まえ、誰もが健康で安心して暮らすことのできる保健・医療・福祉の連携とさらなる充実を努め、少子化対策や高齢者に配慮したサービスの充実を図り、市民の健康・元気づくりを推進する施策を積極的に展開すること。
- 2 決定した計画の実施にあたっては、次のことに十分配慮のうえ進めること。
 - (1) 本計画の推進にあたっては、財源の確保及び健全な財政運営が必要であり、今後も引き続き行財政改革を推進すること。
 - (2) さらなる交流人口の増加を図るため、観光資源や産業の紹介の他、地域別のパンフレット作製など、関係各課の連携により、より効果的なPRに努めること。
 - (3) 「地域コミュニティの育成」においては、震災を踏まえて安全・安心や協働の観点か

ら、さらなる行政と自治会との連携を進めるとともに、地域の自主的・自立的なコミュニティ活動を支援する施策の展開を図ること。

- (4) 「情報公開と広報・広聴活動の充実」においては、市民に必要な情報を正確かつ迅速に伝えるための手段の構築が必要であり、市ホームページの充実、市外への情報発信、若者との情報連携を深める手段の構築を図ること。
- (5) 「市民サービスの向上」においては、対応時間の拡張など、総合的な検討を進めること。
- (6) 市街地活性化のための計画策定や施策実施については、商店街、中小企業の人たちや地元を知っている経済団体と知恵を出し合いながら取り組むこと。
- (7) 「工業の振興」においては、企業誘致推進のための専門部門を設置し、セールス強化を図るとともに、経済団体とタイアップしてこれから伸びる産業や優良企業誘致の推進を図ること。
- (8) 「健康づくりの推進」においては、「子宮頸がんワクチン」、「ヒブワクチン」及び「小児用肺炎球菌ワクチン」の全額公費負担等、子育て世代の経済的負担の軽減に今後も継続して取り組んでいくこと。
- (9) 「子育て支援対策の充実」においては、保育内容の充実など保育所機能の拡大に努めること。
また、子供を産む体制の整備が必要であり、出産費用の負担軽減の施策を含めた生みやすい体制の検討など結婚や出産・子育ての支援施策を推進すること。
- (10) 「医療福祉費支給制度」においては、「はぐくみ医療費支給制度」の拡充など子育て支援の視点の重要施策に継続して取り組んでいくこと。
- (11) 健康づくりの推進のためには、小中学校時代からの「食育教育」が重要であり、地産地消による安心な給食の提供など総合的な健康づくりの施策を推進すること。
- (12) 環境への負担の少ない再生可能エネルギーの普及は重要であり、「公共・民間」それぞれの施設において導入推進を図る必要があるため、住宅用太陽光発電システム設置に対する補助金などに継続して取り組むこと。
- (13) 震災以降、防災対策が一番の関心事であり、周辺市町村との連携を考えながら防災対策に取り組む施策を構築するとともに、自治会や市民のボランティアとの連携を図るための施策を推進すること。

筑西市総合計画

後期基本計画

平成24年3月



発行

茨城県筑西市



編集

企画課

〒308-8616 茨城県筑西市下中山732番地1

TEL : 0296-24-2111 (代表)

<http://www.city.chikusei.lg.jp/>